

母子生活支援施設入所期間延長手続きに係る個人情報を含む書類の紛失について

多摩区役所地域みまもり支援センター地域支援課において、令和7年5月9日に「母子生活支援施設※入所期間延長手続き」に係る個人情報を含む書類（令和5年8月に申請者から受領した申込書や決定通知書写しなど、令和5年度、1世帯分）を紛失したことを確認したため御報告します。

当該母子生活支援施設入所期間延長手続きに係る認定は既に終了しているため、本件紛失による費用認定業務への影響はありません。

なお、現時点で個人情報の漏えいは確認されておりません。

※ 母子生活支援施設とは、18歳未満の子どもとその母等を保護し、入所により、自立の促進のための生活支援や子どもの健全育成のための活動等を行う施設です。

1 事案の概要

(1) 紛失した書類及び当該書類に含まれる個人情報

- 令和5年度の母子生活支援施設入所（変更・延長）申込書
保護者及び子どもの氏名・生年月日・続柄、保護者の勤務先、延長を希望する理由、生活保護の状況
- 母子生活支援施設入所決定伺
保護者氏名・生年月日・住所、施設名、他入所者数、入所年月日、課税情報
- 母子生活支援施設入所（変更・延長）決定通知書写し
保護者氏名・生年月日・住所、施設名、入所期間、徴収金額
- 令和5年度 市・県民税非課税証明書
保護者の収入・所得・課税額・控除額、扶養人数

(2) 経過

令和7年5月9日（金）

川崎市こども未来局による児童福祉法施行事務指導監査に向けて、現担当職員が母子生活支援施設利用者の個人ファイルを確認していたところ、母子生活支援施設入所期間延長に関する書類一式（令和5年度・1世帯分）が見当たらないことが判明。執務室内の搜索を開始。

令和7年5月9日（金）～6月9日（月）

執務室内の書類棚、隣接する書庫内の書類棚、地域支援課全職員の机内及びその周辺と順次範囲を拡大して搜索を実施。

当時の担当職員（既に退職）、係長及び課長に確認するが手掛かりを得られず。

令和7年5月20日（火）

係長から課長に報告。

令和7年5月27日（火）

区長、副区長、地域みまもり支援センター所長、副所長、総務課長及び当該業務を所管することも未来局児童家庭支援・虐待対策室に報告。

令和7年6月9日（月）

想定しうる全ての範囲を探索したが発見できないため、誤って廃棄してしまった可能性が高いと判断し、対象者の方に経過を説明し、謝罪。

2 本事案の原因

課内の事務処理として、本事案の書類を決裁する際は、関連する帳票類と経過記録と併せて個人ファイルにつづり、一連の資料として回議に付し、決裁終了後は執務室内の施錠できる書類棚に保管しています。本事案ではその事務処理が順守されず、担当者が保管していたことが原因として考えられます。

3 再発防止策

- (1) 書類の決裁、保管等に関する課内の事務処理を全ての職員に再認識させるとともに、必要に応じて適宜見直し、順守を徹底します。
- (2) 職員一人ひとりの情報セキュリティに関する意識向上を図るため、eラーニング等を受講するよう指示しました。
- (3) 継続的な防止策とするため、定期的なeラーニング等の受講や課内ミーティングにおける認識の共有を図るなどして、組織全体で個人情報の取扱いに関する職員の意識が変わらない環境を整えます。

【問合せ先】

川崎市多摩区役所地域みまもり支援センター地域支援課 深澤

電話 044-935-3149